

商工会報

くまげ



No. 90

令和4年1月31日発行  
発行元：熊毛町商工会  
山口県周南市熊毛中央町3-7  
☎0833-91-0007/FAX91-5700



令和3年分の確定申告時期となりました。商工会では、今年も税理士による個別相談会を下記のとおり開催いたします。相談を希望される方は、事前にご連絡下さい。

**<確定申告税理士個別相談会 開催のお知らせ（無料）>**

- 2月18日(金)9:00~12:00 石光 武夫 税理士
  - 2月25日(金)9:00~16:00 石井 知晴 税理士
  - 3月 4日(金)9:00~16:00 森永 隆夫 税理士
  - 3月11日(金)9:00~16:00 石光 武夫 税理士
- (相談時間▶概ね30分程度・休憩▶12:00~13:00)



**<確定申告書提出期限>**

- 所得税 3月15日(火) ●消費税 3月31日(木)

商工会の確定申告相談は、随時行っております。3月は申告期限が迫り相談者が集中することや書類の不備等で時間がかかることが想定されるため、下記の必要書類をご準備の上、お早めに(2月中)お越しいただくことをお勧めします。

- 事業、不動産、農業等の収支内訳
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険・地震保険料控除証明書
- 扶養親族がいる場合、源泉徴収票等の扶養者の所得が分かる書類
- 国民年金・国民年金基金の控除証明書、社会保険(国保介護等)の支払額が分かる書類
- 住宅借入金等特別控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書
- 「確定申告のお知らせ」ハガキ
- 小規模企業共済等掛金控除証明書
- 医療費の明細・高額医療費の還付明細
- 寄附金の領収書・証明書等

**<電子帳簿保存法の2年間の宥恕(ゆうじょ)措置について>**

さて、電子帳簿保存法に関しては、令和3年度税制改正において電子取引データ保存について出力書面等の保存をもって代える措置が廃止されましたが、その円滑な移行を図る観点から、令和5年12月31日までにを行う電子取引については引き続き出力書面による保存を可能とする宥恕措置を整備することとされました(改正省令が令和3年12月27日に公布)

**<コロナマル経取扱い期限延長について>**

**取扱い期限：令和3年12月31日 ▶ 令和4年3月31日(公庫申込受付分まで延長)**

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある小規模事業者

<ご融資限度額>通常のマル経+別枠1,000万円<利率>【当初3年間】利率0.31%(別枠の1,000万円以内) (注)【4年目以降】 特別利率1.21%<ご返済期間(うち据置期間)>設備資金10年以内(4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金7年以内(3年以内(別枠の1,000万円以内)) ※一部の対象者については、利率0.31%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

※一部の対象者：個人(要件無し) 法人(売上高▲15%以上)

## ●事業復活支援金（経済産業省）



詳しくは、別紙チラシをご覧ください。

なお、地域内の新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、

事前確認については、お電話等の非対面により対応させていただくとともに、確定申告相談により事務所内の混雑が予測されることから、事前確認後の申請はできるだけ、ご自分のスマホ等で行っていただくことをお勧めいたします。ただし、申請方法等が分からない方は、お気軽にご相談ください！

## ●第4期・飲食店営業時間短縮要請協力金（山口県）

・申請期間：令和4年2月21日（月）～3月31日（木）



※飲食店の方は、HP をご覧ください

### 今後の支援金情報！！

## ●中小事業者オミクロン株集中対策支援金（山口県）

・対象者：県内に事業所を有する中小企業者

※令和4年2月の売上がコロナ前と比較して

30%以上減少していること

・対象地域：県内全域

・業種：業種の限定なし

※営業時間短縮要請の対象事業者は対象外

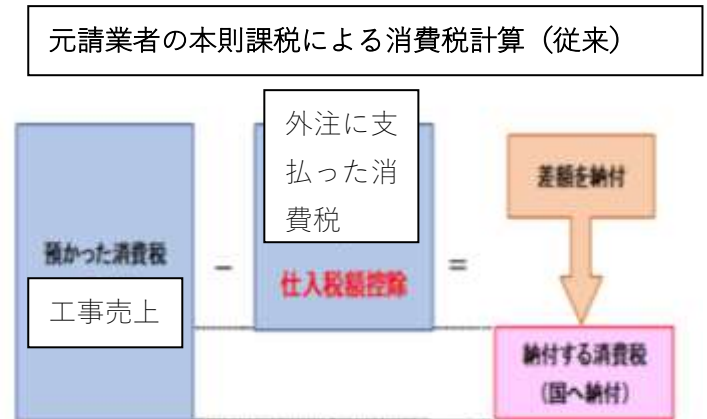
・支援金額：法人20万 個人10万

※手続き等の詳細は未定

## 消費税インボイス制度による売上 1000 万円以下の免税事業者への影響は？

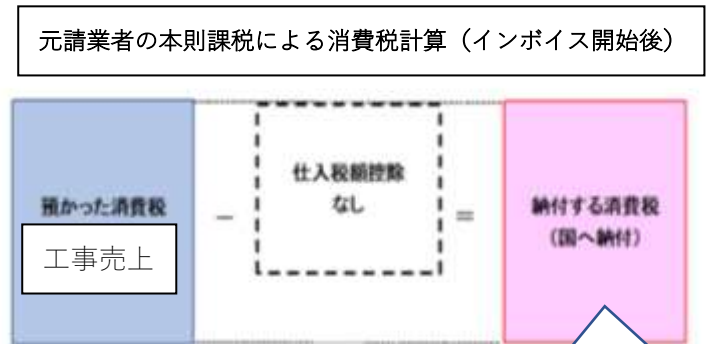
適格請求書を発行できない免税（消費税を申告していない）の事業者はどうなるのでしょうか？（建設業の下請業者の事例）

インボイス制度導入による改正で最も問題となるのが、**適格請求書を発行できない事業者からの仕入れは「仕入税額控除」ができない**、という点です。従来は請求書がない場合、支払先の名称や請求書のない理由を帳簿に記載することで仕入税額控除を受けることができました。しかし、インボイス制度により「仕入税額控除」の要件が「適格請求書」でなければならないとされたため、より厳しく規制されることとなります。これにより元請業者は、外注先が「適格請求書」の発行可能である事業者を選定し直さなければならなくなることも考えられます。



免税事業者もインボイス制度により納税義務が生じることも！

一番影響が出るのが免税事業者です。年間の売上高が 1,000 万円未満の方は消費税の免税事業者となっているケースが多く、**適格請求書を発行できるのは「課税事業者」だけです**ので、取引先から頼まれても免税事業者の場合「適格請求書」を発行することができません。



<今後、考えられるケース>

- 元請先 「適格請求書を出してほしいんじゃけど」
- 下請（当社）「免税事業者じゃけ～出せません」
- 元請先 「じゃあ他の事業所に頼むからお宅とは取引できんね！」

免税事業者の消費税の仕入税額控除が認められないため元請先の消費税額が増えることになる。

このケースの場合、免税事業者の方が取引を続けるには「消費税課税事業者選択届」を税務署に届け出して課税事業者になれば取引を継続してもらえることとなります。しかし、課税事業者になれば、今後は消費税の申告が必要になり免税事業者の方も、納税義務が生じることとなります

## インボイス制度の登録申請について

インボイス制度は 2023 年 10 月 1 日（令和 5 年 10 月 1 日）から施行されますが、施行開始までにしておかなければならないのが、「適格請求書発行事業者」の登録申請です。免税事業者の方が 2023 年 10 月 1 日（令和 5 年 10 月 1 日）から課税事業者となるためには、2023 年 3 月 31 日（令和 5 年 3 月 31 日）までに「適格請求書発行事業者」の登録申請をする必要があります。期限を過ぎて登録申請をした場合、10 月 1 日からの適格請求書発行には間に合いません。翌事業年度からしか適格請求書は発行できませんので注意が必要です。なお、登録申請に伴う経過措置として期限内に登録申請をした場合は「消費税課税事業者選択届出書」の提出が不要となります。しかし、2023 年 4 月 1 日（令和 5 年 3 月 31 日）以降に「適格請求書発行事業者」の登録申請をした場合には事業者登録に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければなりませんので、ご注意ください。